

平成29年 3 月
長崎県警察本部

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則案に対する意見の募集結果について

1 意見を募集した規則の題名

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成29年長崎県公安委員会規則第3号）

2 規則の案を公示した日

平成29年 1 月10日

3 頂いた御意見

規則案についての御意見はありませんでした。

4 その他

検討の結果、次の条項について技術的な修正を行いました。

第38条第3項及び第4項、第42条第3項、別記様式第35号の5、別記様式第38号の4
また、今回の意見の募集については、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」といいます。）の施行に伴い実施したのですが、改正法の施行に当たり、次に掲げる長崎県公安委員会規則を併せて見直しました。

- (1) 大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則
- (2) 初心運転者講習及び再試験の実施に関する規則
- (3) 高齢者講習及び認知機能検査の実施に関する規則
- (4) 停止処分者講習の実施及び処分期間の短縮等に関する規則
- (5) 違反者講習の実施に関する規則
- (6) 長崎県指定講習機関に関する規則

これらの長崎県公安委員会規則の変更は、改正法の施行に伴う関係規則の様式の変更、条文の技術的修正等で、いずれも軽微な変更にとどまるものであったため、意見の募集は行いませんでした。